

ドイツにおける少年有害文書規制法について

Regulations in German Law on Writing and Media Contents Harmful to Children and Minors

安光裕子
Hiroko YASUMITSU

1. 有害文書規制の立法経緯について

1949年に制定されたドイツ連邦共和国基本法 (Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland) は、第5条第1項において「各人は、言語、文書および図画をもって自由にその意見を表明し、および流布し、および一般に近づくことのできる情報源からさまたげられることなく知る権利を有する。出版の自由およびラジオおよび映画による報道の自由は、保障される。検閲は行われぬ。」¹⁾と規定して、表現の自由及び検閲の禁止を明言している。しかしながら、同条第2項において「これらの権利は、一般法律の規定、少年保護のための法律の規定、および個人的名誉権によって制限される。」²⁾と規定して、少年保護を目的とした法律によって、表現の自由は制約を受けることを明らかにしている。この「少年保護を目的とした法律」が、1953年6月9日の「少年に有害な文書の頒布に関する法律」(Gesetz über die Verbreitung jugendgefährdender Schriften) である。これは、少年保護を目的とする有害文書規制制度の中核に位置づけられるものである。

この1953年法は、1985年2月25日の「公衆の中における少年保護の新規整のための法律(Gesetz zur Neuregelung des Jugendschutzes in der Öffentlichkeit)」(BGBl.1S.425) によって改正された。同法第5章第4条に基いて、同法第2章による1953年法の改正とともに、条文の不統一を訂正して、新文言による公布を行う権限が連邦少年・家庭・保健大臣に与えられた。その権限に従って連邦少年・家庭・保健大臣は、以下の(1)乃至(6)を考慮して、「少年に有害な文書の頒布に関する法律の新文言の公布」(Bekanntmachung der Neufassung des Gesetzes über die Verbreitung jugendgefährdender Schriften) (BGBl.1S.1502) を行った。

- (1) 連邦官報第三部分類番号2161-1に公表され改定された、1958年7月10日の連邦法の蒐集に関する法律第3条第1項第2文 (BGBl.1S.437) 及び1963年12月28日の連邦法の蒐集の終了に関する法律第3条 (BGBl.1S.145) に準拠する法律の文言。
- (2) 1967年5月12日の法律 (BGBl.1S.525) の1967年5月20日に施行された第1条。
- (3) 1968年5月24日の法律 (BGBl.1S.503) の1968年10月1日に施行された第28章。
- (4) 1973年11月23日の法律 (BGBl.1S.1725) の1973年11月28日に施行された第5章。
- (5) 1974年3月2日の法律 (BGBl.1S.469) の1975年1月1日に施行された第75章。
- (6) 公衆の中における少年保護の新規整のための法律の1985年4月1日に施行された第2章。

この新文言によって公布された1985年7月12日の「少年に有害な文書の頒布に関する法律」が現行法である。1985年法は、1953年法の基本的構造を維持しながらも、社会状況や法状況の変化、さらにはメディアの発達に伴う有害文書の形態及び頒布形態の変化に対応して、改正を重ねてきた。現在まで1993年、1994年、1997年の3回の改正を経過している。特に1997年の改正法で録音物、録画物、データ記憶装置 (Datenspeicher)、画像及びその他の表現も文書とみなされることになった (第1条第3項)。規制対象物である文書にデータ記憶装置を加えることにより、インターネット上のコンテンツも有害文書として規制を受けることになった。この改正を受けて、法律の名称も「少年に有害な文書

の頒布に関する法律」から「少年に有害な文書及びメディア・コンテンツの頒布に関する法律 (Gesetz über die Verbreitung jugendgefährdender Schriften und Medieninhalte)」に変更されたのである。

現行法は、子ども (Kind) 又は少年 (Jugendliche) を道徳的に危険にさらす文書、すなわち有害な文書を子ども又は少年に販売し、入手させることを禁止し、これに反した者を処罰することを規定している (第3条, 第21条)。このような文書は、少年に有害な文書に関する連邦審査所 (Bundesprüfstelle für jugendgefährdende Schriften) によって有害文書リストに登録され、広く一般に公表されることになっている (第11条, 第15条, 第15条 a, 第18条, 第19条)。ただし、少年に著しく有害であることが明白な文書、例えば裁判で認定されたわいせつ文書 (刑法典第184条) 等は、リストに登録されることなく少年への頒布等が禁止されている (第6条)。

この法律は、全7章全29条から構成されている。この法律の構成の概略は次のとおりである。

第1章 少年に有害な文書 (第1条乃至第7条)

第2章 連邦審査所 (第8条乃至第10条)

第3章 管轄 (第11条)

第4章 手続

第1節 一般手続規則 (第12条乃至第15条)

第2節 リストの管理 (第16条乃至第18条)

第3節 公表 (第19条)

第5章 権利実現の方法 (第20条)

第6章 法定刑 (第21条乃至第21条 a)

第7章 最終規定 (第22条乃至第25条)

2. 少年に有害な文書及びメディア・コンテンツの頒布に関する法律

第1章 少年に有害な文書

第1条(1) 子ども又は少年を道徳的に危険にさらす文書は、リストに登録されなければならない。この文書に該当するのは、とりわけ不道徳な文書、粗暴性を助長する文書、暴力行為、犯罪行為又は人種間の憎悪を誘発する文書及び戦争を賛美する文書である。[文書のリストへの]登録は、公表されなければならない。

(2) リストに登録してはならない文書は、次のとおりである。

1 文書が政治的な、社会的な、宗教上の又は世界観に関する内容であるという理由だけの場合

2 文書が芸術又は学問、研究若しくは学説に関する場合

3 文書が表現方法に異議を唱えられるときを除き、公の利益に属する場合

(3) 録音物及び録画物、データ記憶装置、画像並びにその他の表現は、文書と同等のものとして扱う。本法において文書とは、放送国家契約 (Rundfunkstaatsvertrag) 第2条に基づく放送ではない。一般大衆の輿論形成のために編集物が中心にある限り、1997年1月20日から2月7日までの公布条文の文言におけるメディア・サービス国家契約 (Mediendienste-Staatsvertrag) 第2条に基づく送信サービス及び受信サービスによって提供されるコンテンツもまた同様である。

(4) 本法において、子どもとは14歳未満の者をいい、少年とは14歳以上18歳未満の者をいう。

第2条(1) 重要な意義をもたない場合は、文書のリストへの登録をやめることができる。

(2) リストへの登録が明らかに考慮に値しないときは、長官は手続を中止することができる。

第3条(1) リストへの登載が公表された文書は、次のことをしてはならない。

- 1 子ども又は少年に提供し、貸し出し、又は利用可能にさせること
 - 2 子ども又は少年が利用可能となる場所又は子ども又は少年によって閲覧可能な場所で、陳列され、掲示され、観覧に供され、又はその他利用可能にさせること
 - 3 営業上の賃貸又はそれに相当する営業上の使用承諾の方法で、子ども及び少年に利用可能でなく、子ども及び少年によって閲覧されることのできない店舗を除き、子ども及び少年以外の者に提供され又は貸し出されること
 - 4 電子的な情報サービス及び通信サービスによって頒布され、使用可能な状態にして所持され、又はその他利用可能にさせること
- (2) 第1項第3号は、取引行為が営業上の使用賃貸における借主に生じるときは、適用されない。第1項第4号は、国内における提供又は頒布が成人の利用に限定されうるといふ技術的な安全措置によって配慮がなされるときは、適用されない。

第4条(1) リストへの登載が公表された文書は、次のいずれかにおいて販売され、提供され若しくは貸し出され、又はこれらの目的のために在庫されてはならない。

- 1 店舗外の小売
 - 2 客が足を踏み入れる習慣のない売店又は客が足を踏み入れる習慣のないその他の販売所
 - 3 通信販売
 - 4 営業上の貸本屋又は雑誌回読会
- (2) 出版業者及び卸売商は、第1項第1号に基づく商売を営む限りにおいては、又は第1項第2号乃至第4号で示された〔販売〕方法をとる企業の所有者である限りにおいては、かかる文書を人に引き渡してはならない。引き渡しが行われてもよい場合に限り、出版業者、卸売商及び文書を本法の場所的適用範囲内に運び込む者は、その顧客に販売の制限を指示しなければならない。
- (3) リストへの登載が公表された文書は、本法の場所的適用範囲内に通信販売の方法で運び込んではならない。

第5条(1) 業務上の広告にあたっては、リストに文書を登載するための手続が係属中又は終了していることを示してはならない。

- (2) リストへの登載が公表された文書は、公然と又は文書の頒布によって、提供され、発表され、又は宣伝されてはならない。
- (3) 第2項は、次のいずれかの場合は、適用されない。
- 1 商取引が関連する取引とともに行われる場合
 - 2 技術的な安全措置によって、又はその他の方法で、子ども又は少年に対して、伝達又は閲覧することが不可能である場合

第6条 リストへの登載及び公表を必要としないで、第3条乃至第5条の制限に服するのは、次の各号に掲げる文書である。

- 1 刑法典第130条第2項又は第131条に示される内容をもつ文書
- 2 わいせつ文書（刑法典第184条）
- 3 その他、子ども又は少年に道徳上著しく有害であることが明らかである文書

第7条 定期刊行物は、12箇月間に2号を超えてリストに登載されるときは、3箇月間乃至12箇月間リストに登載されうる。前文は、日刊新聞及び政治的な雑誌には適用されない。

第7条 a 電子通信による伝達が基盤にある電子的な情報サービス及び通信サービスを営業として利用する者は、これらのサービスが一般に提供され、かつ少年に有害な内容を含みうる時は、少年保護委員 (Jugendschutzbeauftragte) を選任しなければならない。少年保護委員は、利用者の利益の代表者であり、サービス提供者に少年保護上の問題について助言する。少年保護委員は、サービス提供者によって提供の立案及び一般的な利用条件の作成に関与させられなければならない。少年保護委員は、サービス提供者に提供の制限を提言することができる。第1文に基づくサービス提供者の義務は、サービス提供者が任意の自主規制組織 (Organisation der freiwilligen Selbstkontrolle) に第2文乃至第4文に基づく任務の遂行の義務を負わせることによって果たされる。

第2章 連邦審査所

第8条(1) 本法の任務の遂行のために、連邦審査所が設置される。

(2) 連邦政府は、連邦参議員の同意を得て、法規命令によって連邦審査所の所在地を定める。

(3) 連邦審査所の設置の費用及び手続の経費は、連邦政府が負担する。

第9条(1) 連邦審査所は、連邦女性・少年大臣 (Bundesminister für Frauen und Jugend) によって任命される長官 (Vorsitzende)、各州政府によって任命される陪席審査委員 (Beisitzer) 及びその他連邦女性・少年大臣によって任命される陪席審査委員から構成される。長官及び陪席審査委員については、少なくとも各々代理人が任命されなければならない。

(2) 連邦女性・少年大臣によって任命される陪席審査委員は、次のグループ (Gruppe) からの推薦に基づいて選出されなければならない。

- 1 芸術界
- 2 文芸界
- 3 書店業界
- 4 出版社業界
- 5 自主的青少年援助者 (Träger der freien Jugendhilfe) 界
- 6 公的青少年援助者 (Träger der öffentlichen Jugendhilfe) 界
- 7 教員界
- 8 教会界、ユダヤの宗教共同体及びその他公法上の団体 (Körperschaften des öffentlichen Recht) である宗教団体書店及び出版社に相当する領域 (Kreis) は、記録及び再現の方法に依存しない録画されたものの利用及び販売にあたって同等の行為を行うものである。

(3) 連邦審査所は、長官、3人の州選出陪席審査委員及び第2項に規定されたグループ選出陪席審査委員の12人の委員からなる構成で審決する。会議に招集された陪席審査委員又は陪席審査委員代理が出席しないときは、連邦審査所は、少なくとも9人の委員からなる構成でも決定することができる。そのうちの2人は、第2項第1号乃至第4号に規定されたグループに所属していなければならない。

(4) 長官及び陪席審査委員は、3年間決定権をもつ。長官及び陪席審査委員は、連邦審査所での共同作業の義務を果たさないとき、決定権をもつ職から解任される。

第9条 a (1) 陪席審査委員及び陪席審査委員代理についての第9条第2項に基づく推薦権は、次の各領域において、次の諸組織 (Organisation) によって行使される。

- 1 芸術界

ドイツ文化協議会 (Deutscher Kulturrat)
社団法人全ドイツ芸術養成協会 (Bund Deutscher Kunsterzieher e.V.)
社団法人芸術家協会 (Künstlergilde e.V.)
全ドイツグラフィックアートデザイナー協会 (Bund Deutscher Grafik-Designer)

2 文芸界

ドイツ作家同盟 (Verband deutscher Schriftsteller)
ドイツ自由作家同盟 (Freier Deutscher Autorenverband)
社団法人ドイツ作家同盟 (Deutscher Autorenverband e.V.)
ペンセンター (PEN-Zentrum)

3 書店業界

社団法人書店取引団体 (Börsenverein des Deutschen Buchhandels e.V.)
ドイツ駅構内書店同盟 (Verband Deutscher Bahnhofsbuchhändler)
社団法人全ドイツ本卸売商, 新聞卸売商及び定期刊行物卸売商 (Bundesverband Deutscher Buch-, Zeitungs- und Zeitschriftengrossisten e.V.)
IVD 社団法人ドイツビデオ専門店共同体 (IVD Interessengemeinschaft der Videothekare Deutschlands e.V.)

4 出版社業界

社団法人ドイツ新聞発行者同盟 (Bundesverband Deutscher Zeitungsverleger e.V.)
社団法人ドイツ書籍販売取引団体 (Verband Deutscher Zeitschriftenverleger e.V.)
社団法人ドイツ発行者委員会 (Börsenverein des Deutschen Buchhandels e.V.-Verlegerausschuß)
ドイツ書店取引団体における新聞発行社の労働共同体 (AGZV) (Arbeitsgemeinschaft der Zeitschriftenverlage (AGZV) im Börsenverein des Deutschen Buchhandels)
連邦ビデオ同盟 (Bundesverband Video)

5 自主的少年援助者界

自主的福祉事業の連邦労働共同体 (Bundesarbeitsgemeinschaft der Freien Wohlfahrtspflege)
全ドイツ青年連合 (Deutscher Bundesjugendring)
ドイツスポーツ少年 (Deutsche Sportjugend)
連邦少年保護運動労働共同体 (Bundesarbeitsgemeinschaft Aktion Jugendschutz)

6 公的少年援助者界

ドイツ郡連絡協議会 (Deutscher Landkreistag)
ドイツ都市連絡協議会 (Deutscher Städtetag)
ドイツ都市及び市町村同盟 (Deutscher Städte- und Gemeindebund)

7 教育界

ドイツ労働組合連合における教育科学組合 (Gewerkschaft Erziehung u. Wissenschaft im Deutschen Gewerkschaftsbund)
ドイツ教員同盟 (Deutscher Lehrerverband)
教養・教育同盟 (Verband Bildung und Erziehung)
ドイツ女性教員カトリック教徒 (Verein Katholischer deutscher Lehrerinnen)

8 第9条第2項第8号に規定された公法上の団体

ドイツ連邦共和国にあるドイツ新教教会連合会連盟の評議会理事 (Bevollmächtigter des Rates der EKD am Sitz der Bundesrepublik Deutschland)
ボンにあるドイツ司教及びカトリック事務局事務所 (Kommissariat der deutschen Bischöfe-

Katholisches Büro Bonn)

ドイツユダヤ人中央評議会 (Zentralrat der Juden in Deutschland)

推薦権を行使する各組織では、陪席審査委員及び陪席審査委員代理が任命されなければならない。第1文に規定された諸団体の1つが複数の推薦を提出しているとき、連邦女性・少年大臣は1人の陪席審査委員を選出する。

- (2) 第9条第2項に規定されているグループにおいて、陪席審査委員及び陪席審査委員代理は、名称が具体的に示されていない組織によっても推薦されうる。連邦女性・少年大臣は、毎年1月の連邦公報で、6週間以内にかかる推薦の提出を要求する。連邦女性・少年大臣は、期限内に提出された推薦からグループごとに追加の陪席審査委員及び陪席審査委員代理を任命しなければならない。組織独自の影響力をもたない、又は永続的活動が期待されていない組織の推薦は、顧慮されてはならない。多数の利益代表者の推薦がある場合、複数の利益代表者が1つの推薦に合意しないときは、くじで決める。その際、第1項第3文が準用される。連邦審査所の負担を顧慮して必要と考えられる範囲内で、又はグループ内で名称が具体的に示されている組織の推薦が数の上で足りない範囲内で、連邦女性・少年大臣は、更に複数の陪席審査委員及び陪席審査委員代理を任命することができる。その際、第5文が準用される。

第10条 連邦審査所の委員は、指図に拘束されない。

第3章 管轄

第11条(1) 連邦審査所は、リストへの登載について審決する。

- (2) 連邦審査所は、申立がある場合に限り活動する。連邦女性・少年大臣は、連邦参議院の同意に基づく法規命令によって申立権者を定める権限が付与される。

第4章 手続

第1節 一般手続規則

第12条 出版社及び文書作成者に、可能な限り、連邦審査所の手続において意見表明の機会が与えられなければならない。

第13条 第9条第3項の場合、リストへの登載命令には、決定に参加する連邦審査所の委員の3分の2以上の多数、少なくとも7人の多数が必要である。

第14条(1) 連邦審査所の審決は、次の者に送達しなければならない。

- 1 連邦女性・少年大臣
- 2 各州
- 3 可能な場合、出版社及び文書作成者
- 4 その他手続に関与した官庁、団体 (Verband)、及び人

- (2) 〔審決の〕根拠は、添付しなければならない。又は、1週間以内を送達によって送付されなければならない。

第15条(1) リストに文書を登載することの最終命令が、明らかに予測されうるものであり、文書が短

期間に広範囲に頒布される危険が存在するとき、連邦審査所はリストへの文書の登載を仮に命ずることができる。

(2) 仮の命令は、長官及びその他2人の委員全員一致で公布される。〔そのうちの〕1人の委員は、第9条第2項第1号乃至第4号に規定されたグループに所属する者でなければならない。

(3) 仮の命令が失効するのは、次の場合である。

1 〔仮の命令の〕公布以後1箇月経過した後

2 文書に関する連邦審査所の最終審決公布の場合

第1号の期間は、満了する前に最大限1箇月延長することができる。その際、第2項が準用される。延長は、公表されなければならない。

第15条 a (1) 第1条の要件が明らかに備わっているとき、連邦審査所は、簡易手続において文書のリストへの登載を命令することができる。

(2) 審決は、長官及びその他2人の委員によって全員一致で下される。ただし、その他2人の委員のうち1人は、第9条第2項第1号乃至第4号に規定されたグループに所属していなければならない。文書をリストに登載する合意に至らないとき、連邦審査所は、第9条第3項に基づく構成で審決する。

(3) 第7条に基づく命令は、簡易手続では認められない。

(4) 簡易手続での審決に対して、不利益を受ける者(第12条)は、〔審決の〕送達から1箇月以内に連邦審査所に第9条第3項に基づく構成での審決を申し立てることができる。

第2節 リストの管理

第16条 リストは、連邦審査所の長官によって管理される。

第17条 リストへの登載が命じられた文書は、直ちにリストに登載されなければならない。命令が取り消されるとき、又は第15条第3項第1号に基づいて失効したとき、文書は直ちにリストから削除されなければならない。

第18条(1) 文書は、リストに登載された文書と全部又は本質的に内容が同じであるとき、リストへの登載及び公表を必要としないで、文書は第3条乃至第5条の制限を受ける。裁判所が法的効力のある裁判で、文章がわいせつであること、又は刑法典第130条第2項若しくは第131条に示された内容をもっていると確認するとき、前文と同様である。

(2) 第1項の前提が満たされているかどうか疑わしいとき、長官は連邦審査所の審決に委ねる。申立(第11条第2項第1文)は必要とされない。その際、第12条が準用される。

(3) 文書がリストに登載されるとき、第19条が準用される。

第18条 a
(削除)

第3節 公表

第19条(1) 文書がリストに登載されるとき、又は文書がリストから削除されるとき、リストへの登載又はリストからの削除は、その根拠となる審決を指示して、連邦領土にむけて公表されなければならない。

- (2) 連邦領土にむけての公表は、連邦公報によって行われる。

第5章 権利実現の方法

第20条 行政法上、権利実現の方法としての訴えの提起の前に、事前手続又は第15条 a 第4項に基づく手続の再審査は必要ではない。その訴えは、効力を停止しない。訴えは、連邦審査所によって代理される連邦に対して行わなければならない。

第6章 法定刑

第21条(1) リストへの登載を公表された文書又は第6条に示された文書を次の各号のいずれかを行う者は、1年以下の自由刑又は罰金刑に処せられる。

- 1 第3条第1項第1号に反して、子ども又は少年に提供し、貸し出し、又は利用可能にさせること
 - 2 第3条第1項第2号に反して、同号に示された場所で陳列し、掲示し、観覧に供し、又はその他利用可能にすること
 - 3 第3条第1項第3号に反して、営業上の賃貸又はそれに相当する営業上の使用承諾の方法で他人に提供し、又は賃貸すること
 - 3 a 第3条第1項第4号に反して、頒布し、使用可能な状態で所持し、又はその他利用可能にすること
 - 4 第4条第1項に反して、同項に示された場合、販売し、頒布し、賃貸し、又は在庫すること
 - 5 第4条第2項第1文に反して、同文に示された人に引き渡すこと
 - 6 第4条第3項に反して、運び入れようとする事
 - 7 第5条第2項に反して、提供し、発表し、又は宣伝すること
- (2) 前項と同じく次の者は処罰される。
- 1 第5条第1項に反して、営業上勧誘する者
 - 2 営業上の広告の目的でリストを複製し、公刊する者
- (3) 行為者が過失によって取引を行うとき、刑は6箇月以下の自由刑又は日割180ドイツマルク以下の罰金刑である。
- (4) 人を保護するための権限を有する者が子ども又は少年に文書を提供し、賃貸し又は利用可能にするときは、第1項乃至第3項は適用されない。
- (5) 子ども又は少年に文書を提供し、賃貸し又は利用可能にさせる行為者が少年又は刑法典第11条第1項第1号の意味の身内の者であるとき、裁判所は、第1項乃至第3項に基づく処罰をやめることができる。
- (6) 子ども又は少年が文書を他の子ども又は少年に提供し、賃貸し又は利用可能にさせるとき、少年保護所は、現行の規則に基づいて許容しうる措置を講ずる。後見裁判官は、少年保護の申立に基づいて又は職権で指示を与えることができる。

第21条 a(1) 秩序違反を犯す者は、次のとおりである。

- 1 第4条第2項第2文に反して、顧客に販売制限を指示しない者
- 2 第7条 a 第1項第1文に反して、少年保護委員を指命しない者又は自主規制組織に責務の遂行を義務づけない者

第7章 最終規定

第22条

(法規定の失効)

第23条 連邦政府は、連邦参議院の同意を得て、法規命令によって連邦審査所の手続を詳細に規制する権限が付与される。

第24条 本法は、ベルリン州にも第3の移行法律の第13及び14条によって適用される。

第25条

(施行)

経過規定

—抜粋—

(1985年2月25日の公衆における少年保護の新規整のための法律第5章—JSchNG—連邦官報第1部425頁)

第2条 1985年3月31日まで、少年に有害な文書の頒布に関する法律の第1条及び第11条に基づき、少年に有害な文書のリストに登載された録画物については、本法第2章によって変更された文言における少年に有害な文書の頒布に関する法律の諸規定が適用される。

【注】

- 1) ドイツ連邦共和国基本法の日本語訳は、山田晟「ドイツ連邦共和国基本法(1949年)」宮沢俊義編『世界憲法集』(1960年)138頁による。
- 2) 前掲。

【参考文献】

- 1) 法務大臣官房司法法制調査部編『ドイツ刑法典』(法曹會, 1982年)。
- 2) 夏井高人「ドイツの『青少年に有害な図書の流布に関する法律一部改正法』(仮訳)」のウェブサイト <http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/doc/code/act-1997-german-6.htm>。

(図書館情報学)